

都市計画の内容			決定権者		
			千葉県	市町村	
都市計画区域			○		
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			○	△	
準都市計画区域			○		
都市再開 発方針等	都市再開発の方針		○	△	
	住宅市街地の開発整備の方針				
	拠点業務市街地の開発整備の方針				
	防災街区整備方針				
市街化区域及び市街化調整区域の区域区分			○	△	
地域地区	用途地域			○	
	特別用途地区			○	
	特定用途制限地域			○	
	特例容積率適用地区			○	
	高層住居誘導地区			○	
	高度地区・高度利用地区			○	
	特定街区			○	
	都市再生特別地区		○	△	
	居住調整地域			○	
	居住環境向上用途誘導地区			○	
	特定用途誘導地区			○	
	防火地域・準防火地域			○	
	特定防災街区整備地区			○	
	景観地区			○	
	風致地区	面積10ha以上(2以上の市町村の区域にわたるもの)		○	△
		その他			○
	駐車場整備地区			○	
	臨港地区	国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾		○	△
		その他			○
	歴史的風土特別保存地区			○	△
	第一種・第二種歴史的風土保存地区			○	△
	緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたるもの		○	△
		その他			○

都市計画の内容				決定権者	
				千葉県	市町村
地域地区	特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区		○	△
		面積10ha以上(2以上の市町村の区域にわたるもの)		○	△
		その他			○
	緑化地域			○	
	流通業務地区		○	△	
	生産緑地地区			○	
	伝統的建造物群保存地区			○	
	航空機騒音障害防止地区		○	△	
	航空機騒音障害防止特別地区		○	△	
促進区域	市街地再開発促進区域			○	
	土地区画整理促進区域			○	
	住宅街区整備促進区域			○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域			○	
遊休土地転換利用促進地区					○
被災市街地復興推進地域					○
都市施設	道路	一般国道・都道府県道		○	△
		その他の道路	自動車専用道路	○	△
			その他		○
	都市高速鉄道		○	△	
	駐車場			○	
	自動車ターミナル			○	
	空港	成田国際空港等		○	
		その他			○
	その他の交通施設			○	
	公園・緑地	面積10ha以上	国が設置するもの	○	
			県が設置するもの	○	△
		その他			○
	広場・墓園	面積10ha以上(国又は県が設置するもの)		○	△
		その他			○
	その他の公共空地			○	
	水道	水道用水供給事業		○	
		その他			○
	電気・ガス供給施設			○	

都市計画の内容				決定権者	
				千葉県	市町村
都市施設	下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの	○	
			その他		○
		流域下水道		○	
		その他			○
	汚物処理場・ゴミ焼却場				○
	産業廃棄物処理施設			○	△
	その他の供給施設(地域冷暖房施設等)・処理施設				○
	河川	一級河川		○	
		二級河川(一の指定都市の区域内のみに存するもの)			△
		二級河川(その他)		○	
		その他			○
	運河			○	△
	その他の水路				○
	学校・図書館・研究施設・その他の教育文化施設等				○
	病院・保育所・その他の医療施設・社会福祉施設				○
	市場・と畜場・火葬場				○
	一団地の住宅施設				○
	一団地の官公庁施設			○	△
	一団地の都市安全確保拠点施設				○
	流通業務団地			○	△
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設				○
	一団地の復興再生拠点市街地形成施設				○
	一団地の復興拠点市街地形成施設				○
	電気通信事業用施設・防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮施設				○
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超(国又は県が施行すると見込まれるもの)		○	△
		その他			○
	新住宅市街地開発事業			○	△
	工業団地造成事業			○	△

都市計画の内容			決定権者	
			千葉県	市町村
市街地開発事業	市街地再開発事業	面積3ha超(国又は県が施行すると見込まれるもの)	○	△
		その他		○
	新都市基盤整備事業		○	△
	住宅街区整備事業	面積20ha超(国又は県が施行すると見込まれるもの)	○	△
		その他		○
	防災街区整備事業	面積3ha超(国又は県が施行すると見込まれるもの)	○	△
		その他		○
市街地開発事業等 予定区域	新住宅市街地開発事業の予定区域		○	△
	工業団地造成事業の予定区域		○	△
	新都市基盤整備事業の予定区域		○	△
	面積20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域			○
	一団地の官公庁施設の予定区域		○	△
	流通業務団地の予定区域		○	△
地区計画等	地区計画			○
	防災街区整備地区計画			○
	歴史的風致維持向上地区計画			○
	沿道地区計画			○
	集落地区計画			○

※△は指定都市（千葉市）が定めるもの